

平成23年度 第1回摂津市民図書館等協議会 要点録

日時：平成23年8月10日（水）

午前10時30分～午後12時30分

場所：市役所本館2階203会議室

出席委員 ： 9名
欠席委員 ： 1名
事務局 ： 5名

案件：1. 辞令及び委嘱状の交付、会長・副会長の選出
2. 指定管理者制度におけるモニタリングについて
3. 平成23年度市民図書館等主要事業計画について
4. その他

1. 辞令及び委嘱状の交付、会長・副会長の選出

- ・各委員へ協議会委員の辞令及び委嘱状を交付。
- ・任命・委嘱期間は平成23年8月1日から平成25年7月31日まで。
- ・会長と副会長を互選により選出。

2. 指定管理者制度におけるモニタリングについて

- （事務局） ・平成23年4月から摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書センターについては、4月1日より5年間にわたり株式会社図書館流通センターが指定管理者となり、管理運営を行う。
- ・モニタリング実施にあたっての考え方は、運営や事業について指定管理者と市が自己評価をしたものを、第三者からの監視の視点で評価・検証を行うもの。その結果を教育委員会に具申していただく。
 - ・評価項目としては業務の履行条件の確認、サービスの質に関する確認、サービスの提供の安定性に関する確認となる。
 - ・まだ確定ではないので、次回協議会の時に最終案を提示したい。

3. 平成23年度市民図書館等主要事業計画について

（事務局） 「平成23年度の市民図書館・鳥飼図書センターでの事業内容」について説明

【各委員からの主な意見等】

（委員） 学校図書館あるいは学校と市民図書館との連携がどこまでできているのか。

（事務局） 学校図書館あるいは学校や教職員、児童生徒との交流は積極的に推進したい。指定管理者制度導入以前はイベント等のお知らせチラシなどを学校に配っていたが、しばらくチラシを配布できていなかった。今後は密接に連携していきたい。

（委員） 音声の広報や音声訳図書について利用が比較的小さいと思われるが、どのような形でお知らせしているのか。目の見えない方以外でも、読むだけではなく聞くという事で本を楽しむということもあると思う。

（委員） 音声訳図書はどれくらいの数があるのか。それと、登録者数とあるが、登録した方以外は利用できないのか。

(事務局) テープ図書が962巻、テープ雑誌が123巻、デージー図書が14枚である。音声訳図書サービスを受けたい方に登録いただいている。PR不足はある。

(委員) 今回実施するアンケートは図書館利用者向けで、もちろん利用者の利便性を図る上では重要ではあるが、利用されない方向けの、なぜ図書館を利用しないのか、どこが利用しにくいのかを把握するためにも、利用していない方向けのアンケートが必要になるのではないかな。

(事務局) 新たなユーザーの掘り起こしという事は大事になる。

(委員) コミュニティプラザで予約本の貸出・返却ができるようになって、すごく便利になった。しかし、そのことを知らない方が結構いらっしゃるし、そもそもコミュニティプラザがどこにあるのか、いつできたのかも知らない人が多い。その辺をもっと宣伝したら利用が増えるのではないかな。もちろん、協議会の委員も隣人と話をしたときにあそこに行ったら便利がいということをもっと伝えていかないと広がらない。

(事務局) より図書館を使っていただくためにもどういう広報の仕方が効果的なのか考えていきたい。

(委員) コミュニティプラザで図書の予約ができれば便利になると思う。たとえば窓口で予約の紙だけ置いておくというのはできないのか。

(事務局) システムや人員、財政的な問題や、図書予約順の公平性の問題からコミュニティプラザでは予約は難しい。図書の予約は順番が1番変わるだけで2週間、3週間待ち時間が変わってしまう。図書館への電話やインターネットで予約は可能。

(委員) アンケートの実施状況はどうか。

(事務局) 8月1日より2週間の期間で実施しており、現在はまだ実施・回収中である。

(委員) 集計方法については考えているのか。たとえばクロス集計すればここに住んでいる人がどういう借り方をしているかがわかると思う。

(事務局) そこまでは考えていない。

(委員) 聴覚障害の方用に、視覚的なメディアを使って、字幕を入れるなどしているのか。

(事務局) 視覚資料の提供をしておらず、映画も上映用だけで貸し出し等を行っていない。そのための蔵書を持っていないし、著作権料の費用も必要となる。

4. その他

(事務局) 今回は第1四半期、第2四半期のチェックシートをもとに検証、日程は後日通知させて頂く。